

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 6 年第 2 回臨時会

(令和 6 年 4 月 5 日)

阿 見 町 議 会

令和6年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（4月5日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	7
・仮議席の指定	7
・議長の選挙	7
・議席の指定	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	10
・諸般の報告	10
・副議長の選挙	10
・常任委員会委員の選任	12
・議会運営委員会委員の選任	13
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙	14
・牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙	15
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16
・稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	16
・議案第33号から議案第37号（上程、説明、質疑、討論、採決）	17
・議案第38号（上程、説明、質疑、討論、採決）	20
・議案第39号（上程、説明、採決）	21
○閉 会	22

第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第122号

令和6年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月1日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和6年4月5日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 議長の選挙について

(2) 副議長の選挙について

(3) 常任委員会委員の選任について

(4) 議会運営委員会委員の選任について

(5) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

(6) 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

(7) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

(8) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

(9) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について）

(10) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について）

(11) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

(12) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

(13) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

(14) 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(15) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第 1 号

〔 4 月 5 日 〕

令和6年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年4月5日（第1日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教 育 長	立原秀一君
町長公室長	井上稔君
総務部長	平岡正裕君

町民生活部長	竹之内 英 一 君
保健福祉部長	山 崎 洋 明 君
産業建設部長	浅 野 修 治 君
教育委員会教育部長	木 村 勝 君
政策企画課長	糸 賀 昌 士 君
総 務 課 長	石 田 栄 司 君
財 政 課 長	坂 入 紀 章 君
税 務 課 長	山 崎 厚 君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗 原 雄 一 君
国保年金課長	戸 井 厚 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	大 竹 久
書 記	堀 内 淳
書 記	加 藤 佳 子

令和6年第2回阿見町議会臨時会

議事日程第1号（その1）

令和6年4月5日 午前10時開会・開議

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

議事日程第1号（その2）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙について

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

日程第8 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

日程第9 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

日程第10 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第11 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第12 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について）

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第13 議案第38号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部改正について

日程第14 議案第39号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○事務局長（大竹久君） 事務局長から申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

御出席の議員の中で、細田正幸議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。細田正幸議員、議長席にお着きください。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（細田正幸君） ただいま紹介にあずかりました細田正幸でございます。

皆様方には、去る3月24日の町議会議員一般選挙において当選され、ここに御参集されましたこと、誠におめでとうございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより令和6年第2回阿見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。よって、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

これより、議事日程第1号（その1）に入ります。

仮議席の指定について

○臨時議長（細田正幸君） 日程第1、仮議席の指定について、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議長の選挙について

○臨時議長（細田正幸君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○臨時議長（細田正幸君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

寛 田 聡 君

前 田 一 輝 君

小 川 秀 和 君

以上3名を指名します。

投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔書記、投票用紙配付〕

○臨時議長（細田正幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（細田正幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○臨時議長（細田正幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長氏名を点呼、各議員順次投票〕

○臨時議長（細田正幸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（細田正幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

寛田聡君、前田一輝君、小川秀和君、立会願います。

〔立会の上、開票〕

○臨時議長（細田正幸君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票17票、無効投票、白票1票。有効投票中、野口雅弘君11票、海野隆君6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、野口雅弘君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○臨時議長（細田正幸君） ただいま議長に当選されました野口雅弘君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで野口雅弘君より挨拶がございます。野口雅弘君、登壇願います。

〔議長野口雅弘君登壇〕

○議長（野口雅弘君） このたび皆さんのおかげで当選することができました。議長になりましたら、行政と議員の皆さんの間を取り持ち、気持ちを真ん中に置いて取り組んでいきます。皆さんの声を行政の中に届けていくのが私の使命だと思っています。これからもよろしくお願いします。

○臨時議長（細田正幸君） 本席を議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長退席〕

○議長（野口雅弘君） それでは、これより議事日程第1号（その2）に入ります。

議事については、お手元に配付した日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

議席の指定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を事務局長に朗読させますので、順次御着席願います。

○事務局長（大竹久君） それでは、読み上げさせていただきます。

1番野口雅弘議員、2番笥田聡議員、3番前田一輝議員、4番小川秀和議員、5番紙井和美議員、6番武井浩議員、7番武藤次男議員、8番佐々木芳江議員、9番落合剛議員、10番栗田敏昌議員、11番石引大介議員、12番高野好央議員、13番栗原宜行議員、14番海野隆議員、15番久保谷充議員、16番久保谷実議員、17番吉田憲市議員、18番細田正幸議員。

〔議席移動〕

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前10時25分といたします。

午前10時21分休憩

午前10時25分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5番 紙 井 和 美 君

6番 武 井 浩 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

本臨時会に提出された案件は、町長提出議案第33号から議案第39号の7件であります。

次に、監査委員から令和6年3月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

副議長の選挙について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○議長（野口雅弘君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

7番 武 藤 次 男 君

8番 佐々木 芳 江 君

9番 落 合 剛 君

以上3名を指名します。

投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔書記、投票用紙配付〕

○議長（野口雅弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○議長（野口雅弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長氏名を点呼、各議員順次投票〕

○議長（野口雅弘君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

7番武藤次男君、8番佐々木芳江君、9番落合剛君、立会い願います。

〔立会いの上、開票〕

○議長（野口雅弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票。有効投票中、高野好央君10票、石引大介君8票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、高野好央君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○議長（野口雅弘君） ただいま副議長に当選されました高野好央君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで高野好央君より挨拶がございます。高野好央君、登壇願います。

〔副議長高野好央君登壇〕

○副議長（高野好央君） お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま阿見町議会副議長に御選任を賜り、大変光栄に存じますとともに心から厚く御礼を申し上げます。今まさにその責任の重さをひしひしと痛感している次第でございますが、ここに御推挙をいただきましたからには、議長を補佐し、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営と二代表制の一翼を担う議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。

どうか先輩並びに同僚議員の各位におかれましては、今後ともなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが就任の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

議員各位においては全員協議会室へ御移動願います。

会議の再開は、常任委員会及び議会運営委員会の委員等が決まり次第再開いたします。

午前 10 時 42 分休憩

午前 11 時 24 分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 5 条第 2 項の規定により指名いたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（大竹久君） それでは読み上げさせていただきます。

総務常任委員会、久保谷実議員、野口雅弘議員、石引大介議員、紙井和美議員、前田一輝議員、笥田聡議員。

民生教育常任委員会、細田正幸議員、海野隆議員、佐々木芳江議員、武藤次男議員、武井浩議員、小川秀和議員。

産業建設常任委員会、吉田憲市議員、久保谷充議員、栗原宜行議員、高野好央議員、栗田敏昌議員、落合剛議員。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいまの朗読どおり選任することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま選任いたしました各常任委員会の委員は、直ちに委員長、副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

総務常任委員会は全員協議会室へ、民生教育常任委員会は第１委員会室へ、産業建設常任委員会は第２委員会室へ御移動願います。

会議の再開は、各常任委員会の委員長、副委員長が決まり次第再開いたします。

午前１１時２７分休憩

午前１１時３９分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは御報告させていただきます。

総務常任委員会委員長、久保谷実議員、副委員長、紙井和美議員。

民生教育常任委員会委員長、海野隆議員、副委員長、細田正幸議員。

産業建設常任委員会委員長、栗原宜行議員、副委員長、高野好央議員。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 以上で常任委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第７、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第５条第２項の規定により、指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（大竹久君） それでは御報告させていただきます。

議会運営委員会委員、久保谷実議員、海野隆議員、栗原宜行議員、高野好央議員、久保谷充議員、石引大介議員。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） お諮りします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいまの朗読どおり選任することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会の委員は、直ちに委員長、副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

議会運営委員会委員は全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は、議会運営委員会の委員長、副委員長が決まり次第再開いたします。

午前１１時４１分休憩

午前１１時５６分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、御報告させていただきます。

議会運営委員会委員長、久保谷充議員、副委員長、栗原宜行議員。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 以上で議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第８、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合同規約第５条第２項の規定により、議員２名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、吉田憲市君、久保谷充君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました吉田憲市君、久保谷充君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

ただいま当選されました吉田憲市君、久保谷充君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組合規約第5条第2項の規定により議員3名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、牛久市・阿見町斎場組合議会議員に、細田正幸君、武藤次男君、笥田聡君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました細田正幸君、武藤次男君、笥田聡君を牛久市・阿見町斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

ただいま当選されました細田正幸君、武藤次男君、笥田聡君が議場におられますので、本席

から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により議員1名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に野口雅弘君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました野口雅弘君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

ただいま当選されました野口雅弘君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第11、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約第5条第2項の規定により議員3名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、海野隆君、栗原宜行君、武井浩君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました海野隆君、栗原宜行君、武井浩君を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

ただいま当選されました海野隆君、栗原宜行君、武井浩君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

それでは、ここで暫時休憩とします。会議の再開は午後1時5分とします。

午後 0時04分休憩

午後 1時05分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- | | |
|--------|--|
| 議案第33号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について） |
| 議案第34号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について） |
| 議案第35号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について） |
| 議案第36号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について） |
| 議案第37号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について） |

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第12、議案第33号から議案第37号までの5件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、こんにちは。まず初めに、今回の町議会議員選挙におきまして、当選誠にめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。これから4年間の御活躍を御期待申し上げたいと思います。また、野口雅弘議長、そして高野好央副議長におかれましては、御就任おめでとうございます。今後も議会活性化のために御尽力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、令和6年第2回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第33号から議案第37号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

まず、議案第33号の阿見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の整備を行うため所要の改正を行うもので、令和6年4月1日に施行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

次に、議案第34号の阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、県の重度心身障害者等医療福祉制度の対象者が拡大されることに伴い、関係条例の整備を行うため所要の改正を行うもので、令和6年4月1日に施行する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

次に、議案第35号から議案第37号について、関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、働き方の多様化等を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、令和6年4月1日に施行する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第35号の阿見町税条例の一部改正の主な内容としまして、住民税関係では、個人住民税の定額減税のための附則の追加、固定資産税関係では、土地に係る固定資産税の負担調整措置

の延長等に係る税制の見直し等、所要の改正を行うものであります。

議案第36号の阿見町都市計画税条例の一部改正につきましては、町税条例の固定資産税の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第37号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、課税限度額のうち後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げ24万円とするものです。

また、低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯においては、被保険者の数に乗すべき金額を54万5,000円に引き上げるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） 私は、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について）御質問をさせていただきたいと思います。

このたびの選挙におかれて初当選させていただきました武井でございます。不慣れなものでございますが、野口議長をはじめ同僚議員の皆様方、どうぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。また、千葉町長はじめ執行部の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

本案は、県の重度心身障害者等医療福祉制度の対象者拡大に伴うものということでございます。私も、障害者、その家族、障害当事者の者として非常にありがたい改正でございます。今回の改正によりまして、具体的に何人くらいの方が新たに対象となるのか教えてください。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長戸井厚君。

○国保年金課長（戸井厚君） お答えいたします。

新たな対象者は3名となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） 御答弁ありがとうございました。

今回の改正によりまして3名というお話でしたが、新たに対象となられた方への周知方法を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長戸井厚君。

○国保年金課長（戸井厚君） お答えいたします。

今回の制度改正についてはホームページ等にも掲載されておりますけれども、新たな対象者3名に対しては、国保年金課のほうから申請案内ということで、その書類のほうを年度末に郵送しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第37号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第33号から議案第37号までを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第37号までを承認することに決しました。

議案第38号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第13、議案第38号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第38号の阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を

改正する法律の施行及び阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱の廃止に伴う所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第38号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第39号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第14、議案第39号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第39号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和6年3月31日付町議会議員の任期満了により、議会議員から選任しておりました栗原宜行氏が退任となりました。

つきましては、次期の監査委員として栗田敏昌氏を選任いたしたく、同意を求めるものであ

ります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる10番栗田敏昌君の退席を求めます。

〔10番栗田敏昌君退場〕

○議長（野口雅弘君） 本件につきましては、質疑、委員会の付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案どおり同意することに決しました。ここで、10番栗田敏昌君の除斥を解き、入場を許します。

〔10番栗田敏昌君入場〕

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第2回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 細 田 正 幸

議 長 野 口 雅 弘

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 武 井 浩